

『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口の開設について

令和5年2月1日
青森労働局

青森労働局では、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、雇用仲介事業者（職業紹介事業、募集情報等提供事業）を利用し、契約や利用条件等を巡ってトラブルとなるケースが発生していることから、下記のとおり特別相談窓口を開設しました。

相談に寄せられた情報をもとに、雇用仲介事業者に手数料の明示義務違反等がないか把握し、必要な対応を行います。

1 開設場所

青森労働局職業安定部 需給調整事業室
青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階
電話 017-721-2000

2 対応時間等

8:30 ~ 17:15（土日、祝日、年末年始を除く）

3 対応相談内容

- ・手数料に関する内容
- ・求職者への金銭等の提供に関する内容
- ・紹介就職者（無期雇用契約）への転職勧奨に関する内容
- ・その他職業紹介事業、募集情報等提供事業に関する内容

青森労働局は、上記の取組により雇用仲介事業者の法令遵守を推進し、事業の適正な運営を図って参ります。